

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- 「新年の挨拶」
- 「介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月17日まで交付申請可能です！」
- 「令和2年度介護職員(等特定)処遇改善計画について」
- 「訪問看護フェスティバルのご案内(令和2年2月11日(火曜日・祝日)開催)」
- 「令和元年度訪問看護にかかる支援策について」
- 「高齢者見守り人材向け出前講座」受付中！～今年度中にぜひ！～」
- 「令和元年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修【基礎講習会】のお知らせ」
- 「都内における感染症の発生状況にかかる情報提供について」

令和 2年 1月1日発行 第186号

○ 新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、国の社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護予防・健康づくり」や「認知症施策の総合的な取組」、「保険者機能の強化」や「介護保険制度の持続可能性の確保」などについて、議論が行われました。今後は、同部会が取りまとめた意見を踏まえて、介護保険法をはじめ関係法令の改正が行われる予定です。

今年は、運営基準等の見直しや令和3年度介護報酬改定について、社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われるとともに、こうした制度改正等の動きや地域分析の状況を踏まえ、保険者においては、第8期介護保険事業計画を策定する年となります。

都としましては、「地域で支え合いながら安心して暮らし続けられる東京」の実現に向け、介護サービス基盤の整備、高齢者の住まいの確保、介護人材対策・認知症対策・介護予防と支えあう地域づくりの推進などに取り組みながら、計画策定や地域分析等において保険者支援も進めてまいります。

また、国に対しては、介護保険が高齢者やその家族、事業者の実態に即した制度・サービスになるよう、提案してまいります。

今年も利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護事業者及び区市町村の皆様と力を合わせ様々な取組を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 村田 由佳

○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月17日まで交付申請可能です！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、昨年度に引き続き今年度も、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して1人当たり年60万円（最大5年間）を上限として全額補助します。

【例】職員が毎月2万円奨学金を返済しており、事業所から奨学金返済相当額2万円を職員に毎月手当として支給するケース ⇒最大で120万円（2万円×12月×5年）を都が補助します。

※補助要件等詳細については、東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。

◆必ずご確認ください！

今年度は、事業計画を提出していない事業者様も、交付申請時からの申請が可能です。また、事業計画を提出した事業者様においては、事業計画の提出期限以前に採用されていたが申請しなかった職員についても、交付申請時からの申請が可能です。

対象職員がいる場合には、この機会に本事業を是非ご活用ください。

現在、交付申請を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者様におかれましては、東京都福祉保健財団へ申請してください。

なお、今年度は、平成31年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度（介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験）」を有する施設、事業所が対象です。

※資格取得支援制度について、平成31年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、本事業の対象となります。

奨学金返済手当等を創設した場合は、採用活動時に学生へのPRポイントになりますので、是非活用をご検討ください。

◆交付申請書提出について

【提出期限】 令和2年1月17日（金曜日） 必着

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページからダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当
TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593
MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問合せは、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてメール（又はFAX）にてお願いします。

○ 令和2年度 介護職員(等特定)処遇改善計画書について

お知らせ

令和2年4月から介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、令和2年度の計画書を令和2年2月28日までにご提出いただくことになっております。東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、1月以降に下記ホームページに掲載予定です。

なお、介護職員等特定処遇改善加算に関する東京都 Q&A は、随時ホームページにて更新しておりますので、必ずご確認のほどよろしくお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者＞介護保険＞介護職員処遇改善加算(現行加算及び新加算)について (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護職員処遇改善加算担当

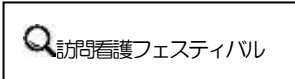
TEL03-5320-4305 または 03-5320-4343 (直通)

※受付時間:平日 午前9時00分から午後17時30分まで (正午から午後1時を除く)

○ 訪問看護フェスティバルのご案内(令和2年2月11日(火・祝)開催)

お知らせ

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年も、オレンジホームケアクリニック理事長で家庭医の紅谷浩之先生に「意思決定支援～人生会議」と題して基調講演をしていただきます。

日時等	【日時】 令和2年2月11日(火曜日・祝日) 13時から17時まで(開場12時から) 【場所】 東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場 【費用】 無料 【対象】 どなたでも参加可
プログラム	<ul style="list-style-type: none">● 基調講演「意思決定支援～人生会議」 講師 紅谷浩之氏 (オレンジホームケアクリニック理事長/家庭医)● 公開座談会「食べるを支える」 登壇者: 医師、訪問看護師、ヘルパー、歯科医師、言語聴覚士、管理栄養士● ミニ交流会「訪問看護師に聞いてみよう」● その他(12時から17時)<ul style="list-style-type: none">・展示 …医療・介護用品(介護用マットレス、介護食、おむつなど)・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など・相談会 …介護相談・進路相談・就業相談
申込方法	東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:1月14日(火)必着) 詳細は下記ホームページをご覧ください。 東京都看護協会HP ホーム > 看護職の皆様へ > 東京都受託事業 > 訪問看護人材確保事業 > 訪問看護フェスティバル https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/houmonrecruit/fes/  【お問合せ先】 在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL:03-5320-4216

○ 令和元年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和元年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<令和元年度 東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象:A 課程、B 課程、分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで ※ただし、最終締切：2月7日(金)
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切：2月7日(金) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切：2月7日(金)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで ※本補助金の活用を考えている場合は、必ず、事前に東京都担当までご連絡ください。 ※ただし、最終締切：2月7日(金)

東京都訪問看護教育ステーション
申込受付中!
各教育ステーションへ直接申込ください

「東京都訪問看護教育ステーション事業」
訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催
 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。

【対象及び内容】

その他の取組	対象	内容
	ア 管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。
	イ 指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たったの悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。
	ウ 新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0~3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

【研修費】 無料

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへFAXで直接お申込みください。

その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

1～2月頃実施予定

詳細は決定次第、東京都ホームページ等でご案内します。

ア 管理者

第4回（実施者：あすか山訪問看護ステーション）

イ 指導者

第4回（実施者：河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷）

ウ 新任訪問看護師

第5回（実施者：訪問看護ステーション は一と）

各対象とも次回が今年度最終開催です。

詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

訪問看護師オンデマンド研修事業	<p>★eラーニング【配信中】</p> <p>申込期間 令和2年3月13日(金)まで 配信期間 令和2年3月31日(火)まで 申込は以下ホームページから↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html</p> <p>★勉強会、相談受付の詳細は、 決まり次第ホームページでご案内します！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。</p>
訪問看護フェスティバルの開催	<p>令和2年2月11日(火・祝)都庁5階大会議場 申込受付中（締切R2年1月14日） 詳細はホームページをご覧ください。</p>

（※1）認定看護師資格取得支援事業、及び（※2）訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○「高齢者見守り人材向け出前講座」受付中 ～今年度中にぜひ！！～

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、分かりやすくご説明します。

また、受講者にはテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布しますので、高齢者の身近で見守りをする方々の受講をぜひご検討ください！お待ちしております。

派遣期間：2019年4月1日から2020年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2019年4月1日から2020年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。
★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】

(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

○ 令和元年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修[基礎講習会]のお知らせ

介護支援専門員がケアプラン等を作成するためには、福祉用具や住宅改修の知識が必要です。公益財団法人東京都福祉保健財団では、新任の介護支援専門員や介護支援専門員実務研修受講者の方を対象に、基礎的な知識を学んでいただくための講習会を実施しています。

～学べるポイント～

①介護保険法の理解

⇒地域包括ケアや自己負担額・貸与額など介護保険制度についてポイントで確認します。

⇒福祉用具の貸与状況や保険給付なども数字やグラフで理解します。

②福祉用具や高齢者の住宅環境整備に関する補助制度や基礎的知識を学ぶ。

⇒適切なケアプラン作成を理解します。

③さまざまな種別の福祉用具について企業から話を聞き実際に体験する。福祉用具の役割や特徴を学ぶ。

【展示予定(例)】ベッド、マットレス、車いす、杖、手すり、歩行器、排泄用具、入浴補助用具など

受講をご希望の方は当財団 HP をご確認の上、お申込みください。

■第3回基礎講習会(令和2年3月5日開催)

■第4回基礎講習会(令和2年3月6日開催)

※各回同一の内容です。

各回定員100名、講習料2,000円

【お問い合わせ】

詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_caremanager.html

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 地域支援担当

電話03-3344-8514 FAX03-3344-8594

○ 都内における感染症の発生状況にかかる情報提供について

◎今年もノロウイルス等の流行期が到来しております。

例年、11月から2月にかけての時期は、高齢者施設などを中心に腹痛、下痢、嘔吐を主な症状とする「感染性胃腸炎」の集団感染が多数報告されております。

つきましては、予防・対策などについては、下記ホームページを参照してください。

東京都ホームページ>東京都福祉保健局ホームページ>医療・安全>感染症対策
>ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒に注意

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/norovirus.html>

◎インフルエンザにご注意ください。

インフルエンザは、飛まつ感染等で感染する感染症です。

利用者が集団生活を行う社会福祉施設等では、利用者及び施設職員等に対し、手洗いの徹底や咳エチケット等について十分に注意してください。

東京都ホームページ>福祉保健局ホームページ>医療・安全>感染症対策
>インフルエンザ

(東京都ホームページ)<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/influ.html>